



島根県報

令和元年7月9日（火）
第 19 号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

健康増進法施行細則の一部を改正する規則	（健康推進課）	2
島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	2

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	4
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	5
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森林整備課）	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示（4件）	（ 〃 ）	7
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	10

【公 告】

補欠の労働者委員候補者の推薦期間	（雇用政策課）	11
------------------	---------	----

【特定調達公告】

隠岐空港連続式摩擦係数測定車の購入に係る一般競争入札の実施	（港湾空港課）	11
-------------------------------	---------	----

【雑 報】

令和元年度行政書士試験の実施	（総務課）	14
----------------	-------	----

公布された条例等のあらまし

◇健康増進法施行細則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

令和元年9月7日から施行することとした。

◇島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第20号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成15年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

附 則

この規則は、令和元年9月7日から施行する。

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第21号

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（平成27年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

※受付	年 月 日		※決定	年 月 日		※取扱者	㊦
申	資金の種類	資金		※決	資金の種類	資金	
	申請金額	円			申請金額	円	
	(月額)	円)			(月額)	円)	
貸付けの時	年 月		貸付の時期	年 月			

請	期又は期間	(年 月から 年 月まで)	定	又は期間	(年 月から 年 月まで)
	据置期間	(月・年)		据置期間	(月・年)
	償還の方法 及び期間	年賦 半年賦 月賦 年償還		償還の方法 及び期間	年賦 半年賦 月賦 年償還

を

※受付	年 月 日	※決定	年 月 日
申	資金の種別	資金	※
	申請金額 (月額 円)	円	申請番号
請	貸付けの時期 期又は期間	(年 月 年 月から 年 月まで)	※ 決定番号
	据置期間	(月・年)	※ 個人番号確認媒体 担当者印
	償還の方法 及び期間	年賦 半年賦 月賦 年償還	申請者 個人番号
		□通知カード	
		□個人番号カード(写真付き)	
		□個人番号が記載された住民票	

に、

住所(番地、アパート等名称及び部屋番号まで記入)	(電話番号)
--------------------------	---------

を

住所(番地、アパート等名称及び部屋番号まで記入)	(電話番号)
	(携帯電話番号)

に、

住所(法人にあっては、所在地)	(電話番号)
-----------------	---------

を

住所(法人にあっては、所在地)	(電話番号)
	(携帯電話番号)

に、

「

連 帯 保 証 人	氏 名 (ふりがな)	申請者との関係	生年月日	住所 (番地、アパート等名称及び部屋番号まで記入)
	(男・女)			(電話番号)
	職業 (会社名)	家族数 (本人を除く。)	収入月額	負 債

」

を

「

連 帯 保 証 人	ふりがな 氏 名	(男・女)	生年月日	年 月 日
	住 所 (番地、アパート等名称及び部屋番号まで記入)	(電話番号) (携帯電話番号)	申請者と の 関 係	
	職業 (会社名)		収入月額	
	家族数 (本人を除く。)		負 債	

」

「

に、 (動 産) を

」

「

(動 産) 円 に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の島根県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第127号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細

則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
岡 朋大	内科	平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	令和元年6月28日

島根県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

静間川沿岸土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

荊尾 浩治 大田市静間町静間857番地1
 竹下 寛 大田市静間町静間448番地3
 三谷 薫 大田市静間町静間1015番地1
 釜田 正年 大田市久利町行恒301番地1
 坂根 昭一 大田市長久町稲用604番地
 石田 時雄 大田市長久町稲用507番地
 坂根 謙二 大田市長久町稲用476番地1
 亀岡 正則 大田市長久町稲用181番地

監事

松本 哲一 大田市長久町稲用479番地
 岩崎 実 大田市長久町稲用79番地5

2 就任年月日

令和元年7月9日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

竹下 寛 大田市静間町静間448番地3
 宮根 務 大田市静間町静間1486番地
 釜田 正年 大田市久利町行恒301番地1
 荊尾 浩治 大田市静間町静間857番地1
 坂根 昭一 大田市長久町稲用604番地
 石田 時雄 大田市長久町稲用507番地
 亀岡 正則 大田市長久町稲用257番地1
 坂根 謙二 大田市長久町稲用476番地1

監事

松本 哲一 大田市長久町稲用479番地

森山 修 大田市長久町稲用234番地1

島根県告示第129号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第130号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町長安本郷403-2、403-3、404-1、424-2、739-2、741-1、741-2、741-5、742-1、742-2、742-5、783-1、783-2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

弥栄町長安本郷783-1、783-2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町長安本郷623、780、781

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第131号

平成31年島根県告示第284号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市金城町波佐イ477-2からイ477-4まで、イ477-9、イ1187-6	丸崎 定見
浜田市金城町波佐イ481	岡本 和
浜田市金城町波佐イ481内1、イ481内2、イ481内4、イ482内3	岡本 安正
浜田市金城町波佐イ482-1、イ1189-43、イ1189-45、イ1189-48、イ1189-56、イ1189-62	沖田 勝利
浜田市金城町波佐イ482内2	沖田 勝利
浜田市金城町波佐イ1132-9	岡本 昭治
浜田市金城町波佐イ1186-12	飯田 俊信
浜田市金城町波佐イ1189-8	加納 昭則
浜田市金城町波佐イ1214-12	田中 重潔
浜田市金城町波佐イ1214-13	長田 征二
浜田市金城町波佐イ1214-15	古田 好春
浜田市金城町波佐イ1214-16	小林 敏夫
浜田市金城町波佐イ1214-17	幸田 敏明
浜田市金城町波佐イ1242	岩本 正人
浜田市金城町波佐イ1243	古和 文男
浜田市金城町波佐イ1246-1、イ1246-3	古和 文男

浜田市金城町波佐イ1251、イ1293-4、イ1293-5、イ1293内第2	飯田 辰雄
浜田市金城町波佐イ1293-3、イ1294-18	飯田 松太郎
浜田市金城町波佐イ1294内7	長田 朱美
浜田市金城町波佐イ1294内9	田原 茂喜
浜田市金城町波佐イ1308、イ1338-11、イ1340-2、イ1340-3	岩田 梅一
浜田市金城町波佐イ1311-2、イ1312-7	佐々岡 伸明
浜田市金城町波佐イ1317	川合 正義
浜田市金城町波佐イ1317	高野 永吉
浜田市金城町波佐イ1317	平尾 亢輔
浜田市金城町波佐イ1317	森山 久五郎
浜田市金城町波佐イ1318-1	河野 政邦
浜田市金城町波佐イ1329	香川 兼達
浜田市金城町波佐イ1330-2	河野 一
浜田市金城町波佐イ1337-1	河野 辰典
浜田市金城町波佐イ1338-11、イ1340内1、イ1341	岩田 高廣
浜田市金城町波佐イ1338-11	奥本 喜雄
浜田市金城町波佐イ1338-11	金崎 新一
浜田市金城町波佐イ1338-11	川口 悟
浜田市金城町波佐イ1338-11	川口 寅一
浜田市金城町波佐イ1338-11	河野 一
浜田市金城町波佐イ1338-11	能海 登
浜田市金城町波佐イ1338-11	平田 齋
浜田市金城町波佐イ1338-11	向山 小市

島根県告示第132号

平成31年島根県告示第240号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸山 達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市仁摩町馬路字馬落231-2、字屋敷ノ上1852-4、1852-5	岩井 磯十
大田市仁摩町馬路字馬落234-2	松浦 吉次郎
大田市仁摩町馬路字横貝255-2	岩崎 新九郎
大田市仁摩町馬路字門田1400-5	島田 善二郎
大田市仁摩町馬路字島脇1431-2	島田 孝臣
大田市仁摩町馬路字久峠1489-1	島田 孫三
大田市仁摩町馬路字立岩1503	松浦 義七
大田市仁摩町馬路字立岩1504-1	松浦 進

大田市仁摩町馬路字立岩1504-2	雀堂 伍之助
大田市仁摩町馬路字馬ノ跡1514-1	横田 憲治
大田市仁摩町馬路字高浜高松1566-2、字イサリ松1733-3	山崎 尚志
大田市仁摩町馬路字ク子ケソ子1761-1	石橋 新二郎
大田市仁摩町馬路字丸小山1828-1	横田 仁視
大田市仁摩町馬路字大シダ1833	松浦 常松
大田市仁摩町馬路字ツボニ1835、字海平1842、字友ケハナ西平1865-1	松浦 良行
大田市仁摩町馬路字ツボニ1836、1838	松浦 長太郎
大田市仁摩町馬路字友ケハナ西平1865-3	島崎 種四郎
大田市仁摩町馬路字若メクリ1868、字瀧郷浦2017-2、2017-5、2019-1、字友ケハナ西平1865	横田 ちよ

島根県告示第133号

平成31年島根県告示第297号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市仁摩町仁万字能仁地4-2	鎌田 哲郎
大田市仁摩町仁万字能仁地5-1	辰川 春枝
大田市仁摩町仁万字能仁地12-2	山中 一
大田市仁摩町仁万字荒布場88-4	高島 芳子
大田市仁摩町仁万字水ヶ谷133	山根 久美
大田市仁摩町仁万字水ヶ谷143-2	水上 和夫
大田市仁摩町仁万字要害ノ後295-3	山根 昭
大田市仁摩町仁万字要害ノ後308-1	児島 三一郎
大田市仁摩町仁万字要害ノ後308-1	大門 熊市
大田市仁摩町仁万字石川1607-7	大床 政善
大田市仁摩町仁万字石川1613-4、1613-9	水上 チヨコ
大田市仁摩町仁万字石川1613-4、1613-9	柳井 雅行
大田市仁摩町仁万字滝ノ上1683-4	清水 利実
大田市仁摩町仁万字米石1694-2	山根 要
大田市仁摩町仁万字大造1695、1695-3	揖野 増市
大田市仁摩町仁万字亀原奥1703-2、1703-3	後藤 智子
大田市仁摩町仁万字中山1704-10から1704-12まで	尾川 洌
大田市仁摩町仁万字中山1704-10から1704-12まで	難波 覚太郎
大田市仁摩町仁万字中山1704-10から1704-12まで	三雲 茂吉
大田市仁摩町仁万字島根ヶ奥1711-2	矢田 米作

大田市仁摩町仁万字中山1716-7	寺本 房太郎
大田市仁摩町仁万字鼻操廻1720-5、1720-6	尾川 榮之助
大田市仁摩町仁万字向山1810-1	中島 廣作
大田市仁摩町仁万字向山1812-7	川北 浅市
大田市仁摩町仁万字向山1812-12	児島 三一郎
大田市仁摩町仁万字能仁地1821	服部 盈之輔
大田市仁摩町仁万字能仁地1822	鎌田 光夫
大田市仁摩町仁万字左衛門谷1829-4	神門 チエ子
大田市仁摩町仁万字水ヶ谷1834-2	大木戸 故一
大田市仁摩町仁万字要害1849-1、字要害ノ後1853-4	川本 徳太郎
大田市仁摩町仁万字要害ノ後1852	渡辺 亀市
大田市仁摩町仁万字田尻1858-6	山本 文義
大田市仁摩町仁万字田尻1859-4	松浦 勇
大田市仁摩町仁万字田尻1878-1	佐々木 判三郎
大田市仁摩町仁万字箕ヶ腰1879-2	内垣 正治
大田市仁摩町仁万字小黒島1880-1	鶴石 喜代作
大田市仁摩町仁万字小黒島1880-4、字田尻1859-2、1878、字能仁地1823-4	山中 幸次郎
大田市仁摩町仁万字大谷1882	服部 盈之輔
大田市仁摩町仁万字島臺1943	山根 トメ

島根県告示第134号

平成31年島根県告示第306号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 7 月 9 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町宇都井1039-1、1039-2	漆谷 清助
邑智郡邑南町宇都井1219	井上 克哉
邑智郡邑南町宇都井1502-2	金本 勘七
邑智郡邑南町宇都井1502-2	松島 金右衛門
邑智郡邑南町宇都井1502-2	松島 久右衛門
邑智郡邑南町宇都井2007-2、2033	伊達 弘志
邑智郡邑南町宇都井2060	西島 幸三郎

島根県告示第135号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成27年島根県告示第487号による保険に付すべき義務は、令和元年6月29日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法

施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖湖北加入区

宍道湖平田加入区

公 告

第47期島根県労働委員会労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるため、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号の項イの規定により、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

推薦期間 令和元年7月9日から同月23日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

隠岐空港連続式摩擦係数測定車の購入 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和2年3月27日（金）

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12 隠岐空港管理所

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加さ

せないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和元年8月6日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和元年8月6日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(7) 4の場所

(4) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和元年8月6日（火）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和元年8月19日（月）午前9時から同月20日（火）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和元年8月20日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和元年8月20日（火）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月21日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Surface Friction Tester

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. August 19, 2019 to 4 : 00 p.m. August 20, 2019

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. August 20, 2019

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on August 20, 2019)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一 照

1 試験期日

令和元年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

島根県労働会館 松江市御手船場町557-7

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成31年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和元年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで

イ 受付場所

（一財）行政書士試験研究センター試験課

受験願書と一緒に配布する封筒により必ず簡易書留郵便で郵送すること（宛先は印刷済み。）。令和元年8月30日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付け、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客様用）の貼付けがあるもの）一式

※行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等（対象者のみ）

（配布方法については、オを参照すること。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布、請求方法

(7) 郵送による請求

- a 請求期間 令和元年7月8日(月)から同年8月23日(金)(必着)まで
- b 配布期間 令和元年7月29日(月)から同年8月23日(金)まで
- c 請求方法 住所、氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角型2号:A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさ)に郵便切手140円分を貼付けしたものを同封の上、下記宛先まで郵便で請求すること。
- d 請求先 〒252-0299 日本郵便(株) 相模原郵便局留
(一財)行政書士試験研究センター試験課

(4) 窓口配布

- a 配布期間 令和元年7月29日(月)から同年8月30日(金)まで
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。
- b 配布場所
 - (a) 島根県総務部総務課(島根県庁本庁舎3階)、島根県庁1階受付、島根県県政情報センター(島根県庁第3分庁舎1階)、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在
配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
 - (b) 島根県行政書士会(松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階)
配布時間 午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和元年7月29日(月)午前9時から同年8月27日(火)午後5時まで

この出願システムは、令和元年8月27日(火)午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

受付最終日(8月27日)は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

イ 受験申込画面への入力

(7) 顔写真の画像データ(幅3:高さ4の割合のもの)を用意すること。

(4) (一財)行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

ウ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済又はコンビニエンスストアでの払込みにより行うこと。

(4) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s

(4) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソンスリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(5) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(7) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しない。

(3) 問合せ先

(一財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望するものは、申請の手続が必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先へ必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和2年1月29日(水) 午前9時

(2) 方法

(一財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、(一財) 行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を掲載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報で合格者の受験番号を公示する。